

協定項目の具体的な調整結果

協 定 項 目		2 4－1 0 建設関係事業（その2） 下水道				
調 整 方 針		○ 受益者負担金・分担金の料金及び一括納付に対する報奨金については、現行のとおりとする。ただし、納期については、 <u>合併時に統一する。</u>				
項 目	現		況		行方市	
	麻 生 町		北 浦 町	玉 造 町		
公 共 下 水 道 事 業	●負担金の納期			●分担金の納期		【受益者の負担金の納期・分担金の納期】 ・平成18年度より麻生町の例により統一する。
	第1期	5月 1日 ～ 5月31日		第1期	4月 1日 ～ 4月30日	
	第2期	7月 1日 ～ 7月31日		第2期	7月 1日 ～ 7月31日	
	第3期	9月 1日 ～ 9月30日		第3期	10月 1日 ～ 10月31日	
	第4期	11月 1日 ～ 11月30日		第4期	1月 5日 ～ 1月31日	